

安平町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

計画策定にあたって

○計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」の制定により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。市町村は、この新しい制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うことが求められています。

安平町は、これら法律の基本理念や子ども・子育て支援の意義を踏まえつつ、これまでの町における少子化対策・子育て支援に関する施策を推進するための指針としてきた「安平町次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉」の実施状況の分析、評価を行った上で、現在の利用状況や保護者の利用希望を把握するとともに、地域住民の意見を反映させ、地域の実情に応じて具体的な目標を設定した「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この「安平町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安平町は国や北海道等と連携し、子ども・子育て支援の環境整備や施策を推進するとともに、地域住民が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たせるような取組みを推進して参ります。

○計画の位置づけ

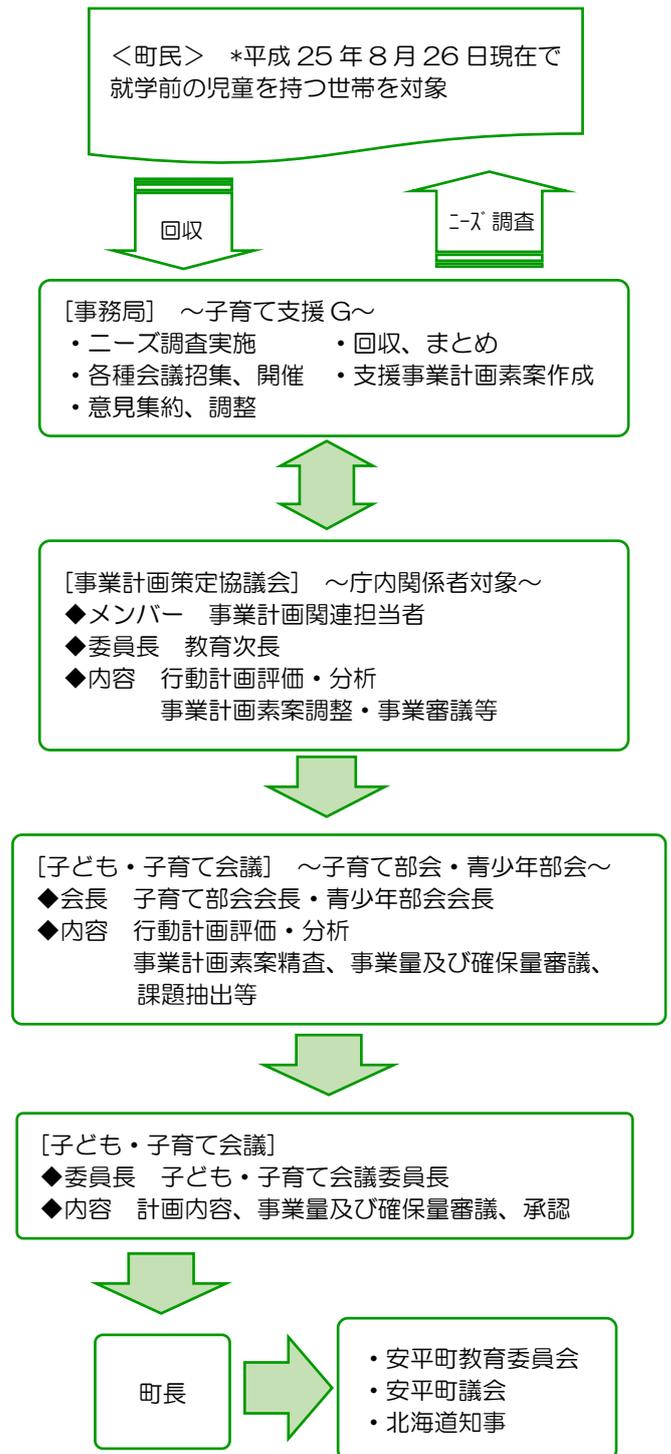
本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を包含するものでもあります。また、本計画を「安平町総合計画」の子ども・子育てに関する分野の部門別計画として位置付け、「安平町生涯学習計画」や「安平町地域福祉総合計画」など子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の整合性を図ります。

子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的、一体的に推進するための指針となるよう、安平町の子ども・子育て支援に関する施策が一覧できるように作成するものです。

○計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

○計画策定体制

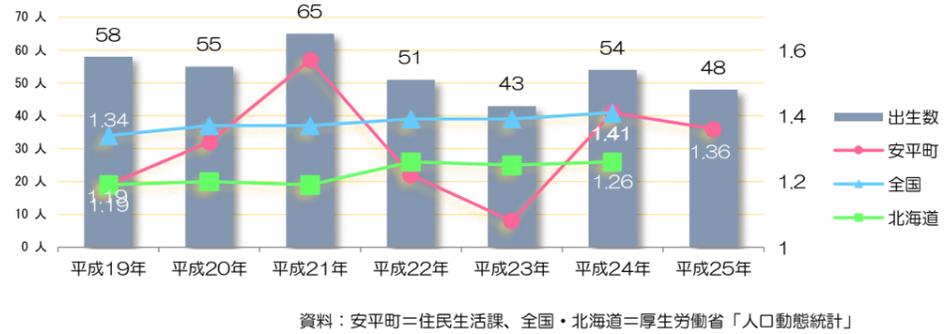


子どもを取り巻く環境

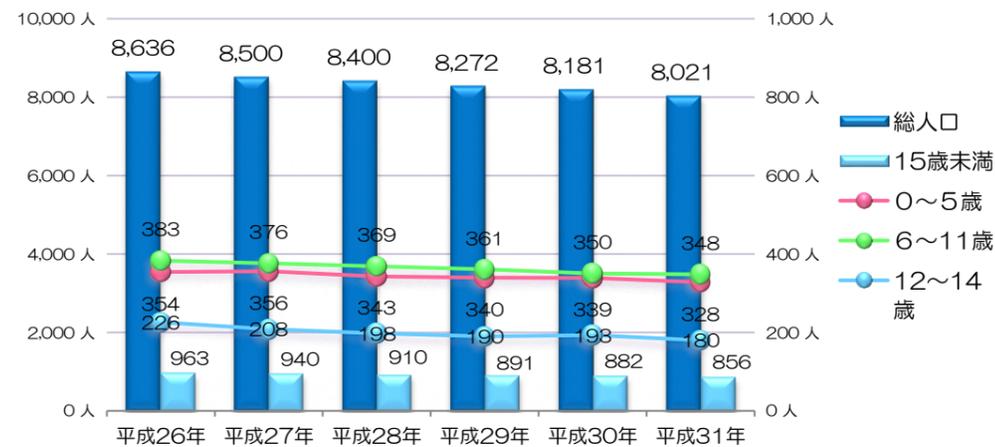
人口/世帯数等の推移



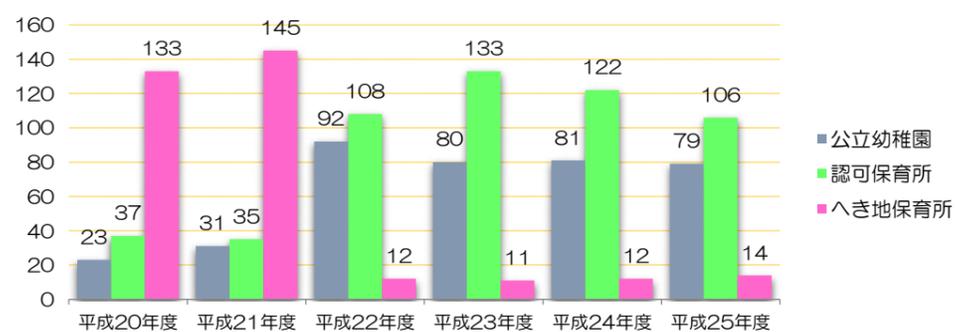
出生数と合計特殊出生率



将来人口推計

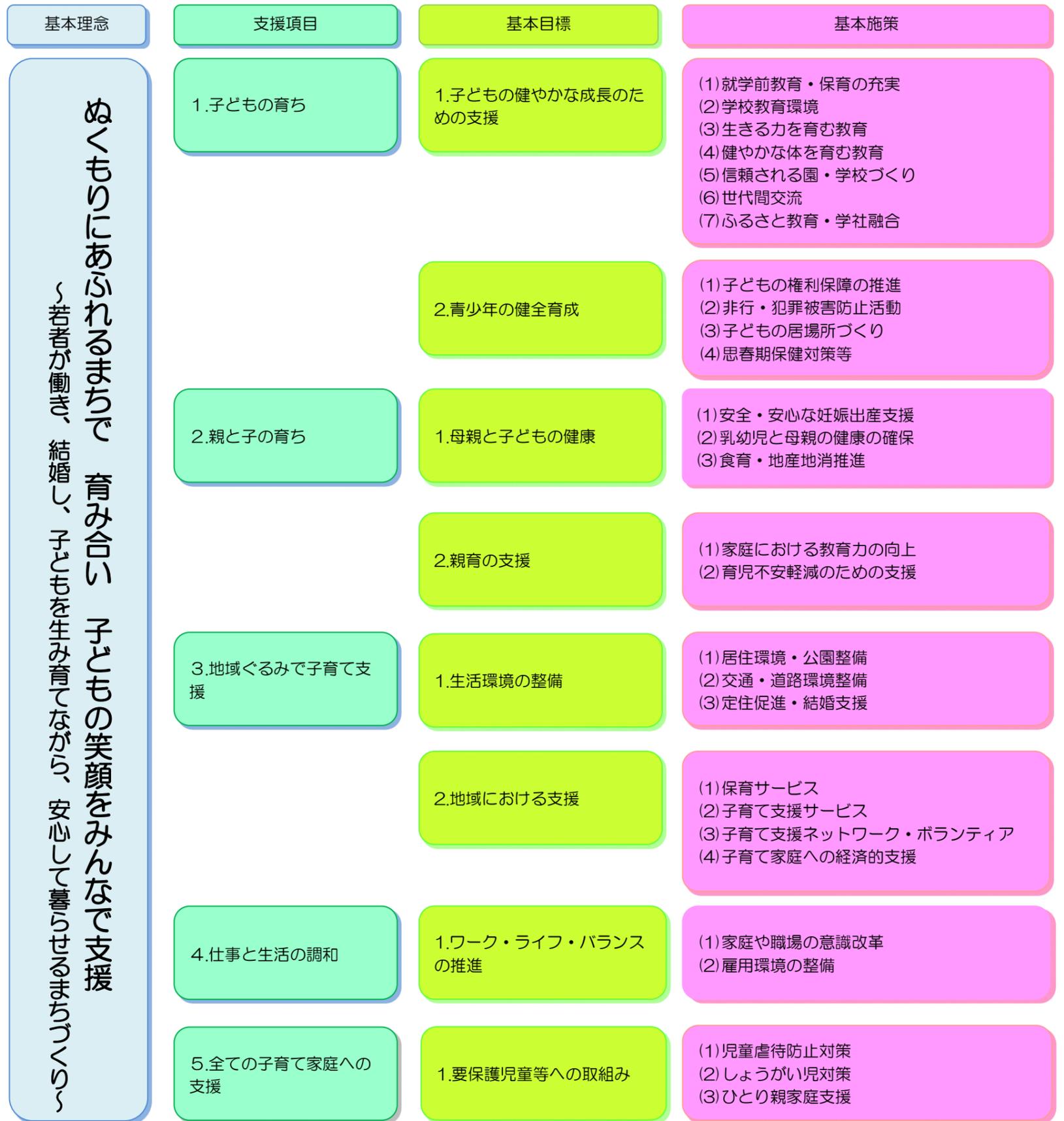


保育所、幼稚園等利用者数



施策体系図

下記体系図の基本施策ごとに計画の第5章で個別の事業を掲載しています。



幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

○提供区域の設定

合併前の旧早来町の区域を早来地区、旧追分町の区域を追分地区とするもの、安平町全域を1つの区域とするものを、必要に応じて事業ごとに設定します。

○量の見込み、提供体制の内容

本計画では、安平町に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、計画期間として定める各年度ごとの幼児期の学校教育・保育の必要量を見込み、それに対応する各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

教育・保育施設や放課後児童クラブについては、見込みを上回る希望があった場合にも、待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

幼児期の学校教育・保育

- 1号認定 保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども（幼稚園・認定こども園を利用）
- 2号認定 保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳以上小学校就学前の子ども
(保育園・認定こども園を利用)
- 3号認定 保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳未満の子ども（保育園・認定こども園を利用）

▼早来地区

| 年度 | 区分 | 量の見込み (希望人数) | 確保の内容 (施設定員) | 差引 |
|--|------|-----------------|-----------------|----|
| H29 | 1号認定 | 58人 | 65人 | 7人 |
| | 2号認定 | 64人 | 70人 | 6人 |
| | 3号認定 | 38人 | 42人 | 4人 |
| H31 | 1号認定 | 61人 | 65人 | 4人 |
| | 2号認定 | 67人 | 70人 | 3人 |
| | 3号認定 | 42人 | 42人 | 0人 |
| 今後の方向性 | | | | |
| 町立の認定こども園は、町の関与を一定程度残すことができる公私連携幼保連携型認定こども園として平成28年度の民間への運営移管を目指します。 | | | | |

▼追分地区

| 年度 | 区分 | 量の見込み (希望人数) | 確保の内容 (施設定員) | 差引 |
|---|------|-----------------|-----------------|-----|
| H29 | 1号認定 | 22人 | 20人 | △2人 |
| | 2号認定 | 43人 | 45人 | 2人 |
| | 3号認定 | 21人 | 25人 | 4人 |
| H31 | 1号認定 | 19人 | 20人 | 1人 |
| | 2号認定 | 36人 | 45人 | 9人 |
| | 3号認定 | 21人 | 25人 | 4人 |
| 今後の方向性 | | | | |
| 3園（追分幼稚園、追分保育園、旭保育園）を統合し、民間法人を主体とした保育所型認定こども園の設置を平成29年度を目途に推進します。 | | | | |

地域子ども・子育て支援事業

| 事業名 | 今後の方向性 |
|--------------------------------|--|
| 利用者支援事業 | 平成27年度から両地区子育て支援センターでの実施を検討します。 |
| 時間外保育事業（延長保育事業） | はやきた子ども園の民営化や追分地区の認定こども園化に合わせて、事業者との協議の中で11時間を超える延長保育の実施を検討していきます。 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 対象年齢の拡大に対応する場所の確保方策を検討します。また、休日の開所を検討します。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 継続して町の保健師により実施し、研修等で事業の質の向上を図ります。 |
| 養育支援訪問事業 | 継続して町の保健師により実施し、町の関係部局間や関係機関との連携を強化していきます。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 継続して両地区で実施し、地域支援機能の強化を図ります。 |
| 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育） | はやきた子ども園は預かり保育を実施します。追分地区は認定こども園化にあわせて事業者と協議をしていきます。 |
| 一時預かり事業（在園児対象型を除く） | 追分地区は認定こども園化にあわせて事業者と実施に向けて協議します。それまでは、従来どおり両地区はやきた子ども園で対応します。 |
| 病児保育事業 | 実施に向け町内の医療機関等との協議を含め調査・研究します。 |
| 妊婦に対する健康診査 | 受診票の発行を継続、相談体制の充実などの環境を整備します。 |